

改正後	改正前
<p>(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六條 法第五十九條第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四十 (略)</p> <p>四十一 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具(令第十三條第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第三百十條の五第一項において同じ。)<u>のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)</u></p> <p>(特別教育の細目)</p> <p>第三十九條 前二條及び第五百九十二條の七に定めるもののほか、第三十六條第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び第三十九号から第四十一号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(粉砕機等への転落等における危険の防止)</p> <p>第三百十條の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならぬ。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、<u>墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)</u>を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六條 法第五十九條第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(特別教育の細目)</p> <p>第三十九條 前二條及び第五百九十二條の七に定めるもののほか、第三十六條第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号及び第四十号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(粉砕機等への転落等における危険の防止)</p> <p>第三百十條の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならぬ。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、<u>安全帯(令第十三條第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。)</u>を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具その他の命綱（以下「要求性能墜落制止用器具等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（転落等の危険の防止）

第百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械を除く。）の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 （略）

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（林業架線作業主任者の職務）

第百五十一条の百二十七 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 （略）

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（要求性能墜落制止用器具等の使用）

第百九十四条の二十二 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

2 前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（転落等の危険の防止）

第百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械を除く。）の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 （略）

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（林業架線作業主任者の職務）

第百五十一条の百二十七 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 （略）

三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（安全帯等の使用）

第百九十四条の二十二 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に安全帯等を使用させなければならない。

2 前項の労働者は、安全帯等を使用しなければならない。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(土止め支保工作業主任者の職務)

第三百七十五条 事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の掘削等作業主任者の職務)

第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二 (略)

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(土止め支保工作業主任者の職務)

第三百七十五条 事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二 (略)

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の掘削等作業主任者の職務)

第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の覆工作業主任者の職務)

第三百八十三条の五 事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(採石のための掘削作業主任者の職務)

第四百四条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行わなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
- 四 (略)

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(鋼橋架設等作業主任者の職務)

第五百十七条の九 事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わなければならない。

(ずい道等の覆工作業主任者の職務)

第三百八十三条の五 事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(採石のための掘削作業主任者の職務)

第四百四条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行わなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。
- 四 (略)

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(鋼橋架設等作業主任者の職務)

第五百十七条の九 事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(木造建築物の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の十三 事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務)

第五百十七条の十八 事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート橋架設等作業主任者の職務)

第五百十七条の二十三 事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(木造建築物の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の十三 事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務)

第五百十七条の十八 事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート橋架設等作業主任者の職務)

第五百十七条の二十三 事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業床の設置等)

第五百十八条 (略)

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条 (略)

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百二十条 労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

(ホッパー等の内部における作業の制限)

第五百三十二条の二 事業者は、ホッパー又はずりびんの内部その他土

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業床の設置等)

第五百十八条 (略)

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条 (略)

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百二十条 労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(安全帯等の取付設備等)

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行う場合において、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

(ホッパー等の内部における作業の制限)

第五百三十二条の二 事業者は、ホッパー又はずりびんの内部その他土

砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止器具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(煮沸槽等への転落による危険の防止)

第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所の高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、要求性能墜落制止器具を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業中、要求性能墜落制止器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(要求性能墜落制止器具の使用)

砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、労働者に安全帯を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(煮沸槽等への転落による危険の防止)

第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所の高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に安全帯を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業中、安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(安全帯の使用)

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。

2 前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(架設通路)

第五百五十二条 (略)

2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

3 (略)

4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業床)

第五百六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設ける

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯を使用させなければならない。

2 前項の安全帯は、ライフラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(架設通路)

第五百五十二条 (略)

2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

3 (略)

4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業床)

第五百六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設ける

ことが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

4・5 (略)

6 労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 (略)

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において要求性能墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規

ことが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

4・5 (略)

6 労働者は、第三項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 (略)

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規

定は、適用しない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 (略)
- 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業構台についての措置)
第五百七十五条の六 (略)

- 2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 二 (略)
- 3 (略)
- 4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならぬ。

規定は、適用しない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 (略)
- 四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業構台についての措置)
第五百七十五条の六 (略)

- 2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 二 (略)
- 3 (略)
- 4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならぬ。